

第四十六号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一江戸川区一之江駅北口駐輪場の項の次に次のように加える。

江戸川区一之江駅東口駐輪場

江戸川区一之江八丁目一四番

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

（説明）

江戸川区一之江駅東口駐輪場を設置する必要があるので、本案を提出いたします。